

景品表示法改正に伴う対応について

不当景品類及び不当表示防止法（「景品表示法」）は、2014年に数回改正され、改正法が段階的に施行されている状況にあります。

景品表示法に基づく景品類及び表示に関する規制は、業種を問わず事業活動に幅広く影響し得るものであることから、上記改正に伴う事業者が取るべき対応について概説します。

不当な景品類及び表示を未然に防止するための事業者による管理体制の整備（2014年12月1日より施行済）

事業者は、景品表示法に違反する景品類の提供及び表示による不当な顧客の誘引を未然に防止するために必要な措置を講じることが求められます。整備すべき管理措置の具体的内容は、当該事業者の規模、業態、取扱商品又は役務の内容等に応じて決定されるべきものですが、下記の指針に示される事項に沿う具体的な措置を講じる必要があります。

- ① **景品表示法の考え方の周知・啓発**：関連規制についての社内教育、周知、啓発を行うこと。
- ② **法令遵守の方針等の明確化**：法令遵守の方針やそのためにとるべき手順等を明確化すること。
- ③ **景品表示等に関する情報の確認**：景品類が適法範囲内であることや、広告表示等の根拠となる情報を確認すること。
- ④ **景品表示等に関する情報の共有**：上記③で確認した情報を社内の各関連部門において共有すること。
- ⑤ **景品表示等を管理するための担当者等を定めること**：景品表示の適正管理のための担当者又は担当部門を予め定めること。

- ⑥ **景品表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること**：上記③で確認した情報を関連商品又は役務の供給期間、事後的に確認できるように、資料の保管等を行うこと。
- ⑦ **不当な景品表示が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応**：事実関係の確認、不当な景品表示に基づく一般消費者の誤認排除の措置、再発防止措置等を講じること。

なお、各事業者が具体的な管理措置を決定するに際しては、上記指針で示された具体的事例を参照することが望ましいと思われれます。

不当表示に対する課徴金制度の導入（2014年11月27日から1年6月以内に施行予定）

優良誤認表示又は有利誤認表示を行った事業者に対する課徴金制度が導入されます。課徴金は、対象期間3年を上限として、対象商品・役務の売上額の3%相当額とされています。なお、被害回復を促進する観点から、不当表示を行った事業者が所定の手続に従って自主返金を行った場合には、課徴金の減額等の措置も講じられます。

違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しないものとされています。先に述べた事業者による管理体制を十分に整備し、課徴金制度への事前対応を早期に完了しておく必要があります。



本書について、ご不明な点等がございましたら、下記執筆弁護士までお問い合わせください。

弁護士 前島 裕人

h.maejima@mandy-law.com

T: 03 6450 3080

F: 03 6450 3081